平成２４年（フ）第５９０号
神戸市長田区駒ヶ林町４丁目12番15号、従前の住所兵庫県明石市大久保町谷八木623番地の１
債務者　石上　佳延
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
兵庫県明石市魚住町中尾861番地の１　サーパス明石514号
債務者　横山　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
神戸市西区伊川谷町潤和６番地の75
債務者　財前　　緑
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
青森市堤町１丁目８番６号　スノーシャイン青森306号
債務者　宮部　琢磨
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８０号
北九州市八幡西区則松５丁目16番５―204号
債務者　小田　明治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４０１号
福岡県中間市中尾１丁目12番11号
債務者　伊東　悦子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３４号
北九州市小倉北区下到津１丁目７番８―603号
債務者　土屋　一樹
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７６号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目６番28―505号
債務者　原田　　准（旧姓日成）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９１号
松江市石橋町374番地
債務者　平田　雅也
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
島根県安来市今津町736番地８
債務者　前田　照代
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７号
松江市馬潟町366番地60
債務者　永瀬　知洋
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
佐賀県鳥栖市萱方町240番地２
債務者　野中　英司
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
熊本市東区小山５丁目30番３号　エスポワール202号
債務者　飯塚美智子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５０号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1117番地　２号室
債務者　煙山まゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市津久井２丁目３番10―501号
債務者　西巻みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市若宮台33番６号　長銀ハイツ
債務者　石川　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目17番５―201号
債務者　黒須　恵美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市二葉２丁目21番10号　浦賀ビューヒルズ101
債務者　枝　　成志
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部